



平成 26 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社エフ・シー・シー
代表者名 代表取締役社長 松田年真
(コード：7296、東証第一部)
問合せ先 取締役事業管理統括 松本隆次郎
(TEL. 053-523-2400)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 6 月 24 日開催予定の第 84 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮するとともに、今後もふさわしい人材を招聘できる環境を整えるため、取締役および監査役の責任を会社法で定める範囲内で免除することができる旨の規定、ならびに社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設し、併せて条数の繰り下げを行うものであります。なお、変更案第 28 条（取締役の責任免除）の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 26 年 6 月 24 日（火）

定款変更の効力発生日 平成 26 年 6 月 24 日（火）

以上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(新設)</p>	<p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p><u>第 28 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p>
<p>第 28 条～第 34 条 (条文省略)</p>	<p>第 29 条～第 35 条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第 36 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p>
<p>第 35 条～第 38 条 (条文省略)</p>	<p>第 37 条～第 40 条 (現行どおり)</p>

以上